

議 事 日 程

令和 2 年第 3 回 浜中町 議会 定例会

令和 2 年 9 月 1 0 日 午前 1 0 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 8 1 号	公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について
日程第 3	議案第 8 2 号	公用車事故被害者損害賠償について
日程第 4	議案第 8 3 号	財産の取得について
日程第 5	議案第 8 4 号	財産の取得について
日程第 6	議案第 8 5 号	財産の取得について
日程第 7	議案第 8 6 号	財産の取得について
日程第 8	議案第 8 7 号	令和 2 年度 浜中町 一般会計補正予算 (第 5 号)
日程第 9	議案第 8 8 号	令和 2 年度 浜中町 後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 1 0	議案第 8 9 号	令和 2 年度 浜中町 介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 1 1	議案第 9 0 号	令和 2 年度 浜中町 診療所特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 1 2	議案第 9 1 号	令和 2 年度 浜中町 下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 1 3	議案第 9 2 号	令和元年度 浜中町 水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第 1 4	議案第 9 3 号	浜中町教育委員会委員の任命同意について
日程第 1 5	議案第 9 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 1 6	認定第 1 号	令和元年度 浜中町 一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 7	認定第 2 号	令和元年度 浜中町 国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

		について
日程第18	認定第3号	令和元年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第19	認定第4号	令和元年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第20	認定第5号	令和元年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第21	認定第6号	令和元年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第22	認定第7号	令和元年度浜中町水道事業会計決算の認定について
日程第23	報告第10号	令和元年度浜中町財政健全化判断比率の報告について
日程第24	報告第11号	令和元年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について
日程第25	報告第12号	一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出について
日程第26		閉会中の継続調査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・広報公聴常任委員会・議会運営委員会)

(再開 午前10時00分)

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 議案第81号 公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について

◎日程第3 議案第82号 公用車事故被害者損害賠償について

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第81号及び日程第3 議案第82号を一括議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第81号及び議案第82号につきましては、関連がございますので一括して提案の理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第81号「公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について」提案の理由をご説明申し上げます。

本事故につきましては、6月19日午前9時頃、浜中町役場駐車場敷地内で発生した車両物損事故で、相手車両は、浜中町榊町105番地の細越圭一さん使用の車両であります。

事故の概要は、職員が駐車場内を走行中、左折の際の確認不足により、駐車していた相手車両右前バンパーに接触し損傷したもので、損害額は、16万2679円でありま

す。

このことから、町が加入しております保険会社の査定により過失割合を町の過失10パーセントとし、相手車両損害等の全額を町が負担することで、6月30日示談を交わしております。

このことから、地方自治法第96条第1項第12号により議決をいただくものであります。

議案第82号「公用車事故被害者損害賠償について」につきましては、前議案でご説明申し上げました相手車両への損害賠償について、地方自治法第96条第1項第13号により議決をいただくものであります。

この度の事故は誠に遺憾であり、今後このような事故が起きないように安全運転の徹底に万全を期してまいりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第81号の質疑を行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 公用車の事故でありますけれども、損害賠償を支払うという部分については何ら問題ないのですが、公用車も多分ぶつかっているのから損害があるのかと思うのですが、今回の補正予算の中では見られないような感じですが、公用車の修理代とはどのようになっていますでしょうか。それだけ聞いておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今御質問にありました、公用車両は自損保険で賄っています。金額につきましては、手元に資料がございません。車種はハイエースで左側面部にバンパーが接触したというような事故の内容でございました。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから議案第82号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第81号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第82号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

これから議案第82号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第83号 財産の取得について

◎日程第5 議案第84号 財産の取得について

◎日程第6 議案第85号 財産の取得について

○議長(波岡玄智君) 日程第4 議案第83号ないし日程第6 議案第85号を一括議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第83号から議案第85号までの「財産の取得について」は関連がございますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、令和3年3月に供用開始を予定しております浜中町ウニ種苗生産センター施設用備品を購入しようとするもので、令和2年第1回浜中町議会定例会において、予算の議決をいただいております。

初めに、議案第83号の「財産の取得について」は、浜中町ウニ種苗生産センター施

設用備品の電子機器類1式を購入するにあたり、去る8月6日、町内業者4社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、株式会社カマザワが825万円で落札いたしました。

次に、議案第84号の「財産の取得について」は、浜中町ウニ種苗生産センター施設用備品の波板洗浄機等1式を購入するにあたり、去る8月6日、町内業者4社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、株式会社丸産栗本商店が871万2000円で落札いたしました。

最後に、議案第85号の「財産の取得について」は、浜中町ウニ種苗生産センター施設用備品の波板・波板ホルダー一式を購入するにあたり、去る8月6日、町内業者4社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、有限会社金カ田中商店が1243万円で落札いたしました。

なお、議案第83号から議案85号の備品の納入期限につきましては、令和3年2月15日までとしております。

ここに「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第83号の質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第84号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第85号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第83号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第84号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第85号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第83号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

これから議案第84号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

これから議案第85号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第86号 財産の取得について

○議長(波岡玄智君) 日程第7 議案第86号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第86号「財産の取得について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「GIGA スクール構想の実現」に向け国が進める児童生徒一人1台情報通信端末の整備をするため、GIGA スクール構想対応の情報通信端末を導入するにあたり、令和2年第2回浜中町定例議会で予算議決いただいております。

この情報通信端末の導入にあたり、8月25日、町外業者5社による指名競争入札を実施し、入札の結果、中央コンピューターサービス株式会社が、2087万8000円で落札いたしました。

なお、納入期限は、令和3年3月31日としております。

ここに「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第86号の質疑を行います。

5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） これは全校生徒分なのか。あるいは、多い学年の数に合わせて今後の生徒の数を見ながら端末の個数を決めたのか、その辺のところの説明をお願いしたいと思います。

それから、個々の端末でかかる金額は、1台につきどのぐらいになるのか。また、教室で教師が使うものも含めていくらになるのか、質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） パソコンの端末の購入に係わる台数についてですが、全児童生徒に1台ずつ、プラス各学級に1台ずつ、それと各学校に予備1台ずつを整備させていただきました。それと、値段ですが、この度の入札の結果1台当たり児童生徒及び教員また予備等の1台の金額が税抜き4万1100円で落札されている状況でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） メーカーを言えるのであれば、メーカーの名前を言ってもらいたいのと、それから入札にかかったメーカーは何件あって、どこのメーカーが入札に参

加したかということの説明をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 入札に係わっての業者は5社です。質問は機械のメーカーということでしょうか。それにつきましては、一応1社で検討してございました。機械のメーカーは基本的に1つのメーカーといいますか、ある程度の機能を備えて、その仕様書を出しておりますので、それに合った機械メーカー例えば、大きな会社であれば富士通とかNECとか、そのスペックに合った物をそれぞれの業者さんが入札に参加しています。それで、この度決定したのが富士通のメーカーでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 6月定例議会で予算措置がされています。これについてはパソコン購入等ということで小中学校合わせると、3071万6000円になりますが、今回落札した金額は2000万円ぐらいですから980万円ぐらい安くなったと思いますが、その通りでいいでしょうか。

例えば、先ほど説明があった1台当たり4万1100円で落札ですので、定価はもっと高かったと捉えていいですか。その辺の確認です。それと、6月議会でGIGAスクール事業に向けてという話がありましたけれども、これを導入することによって、GIGAスクールのオンライン授業がいつ頃から出来るのかを併せてお知らせ願います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 6月の補正では、小学校費2719万円と中学校費1335万6000円で補正を出させていただいております。それでこの度は端末機の購入ということでございますので、この後に校内ネットワークLANの整備がありますので、金額が若干変わってくるということになります。ただ、議員言われたとおり端末機につきましては、当初1台4万5900円で見えておりましたが、今回税抜ですが4万1100円で落札されましたので、その分若干差額が出るということで御理解願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） GIGAスクール構想に係わる端末導入後のリモート授業実施について、現状この機械が納入される目安として来年の3月31日を見越しており

ます。それに向けての準備は既に各学校で始めていただいているので端末機が揃い、LANケーブル等の整備が終わり次第、即始められるように来てから準備するのではなく、今現在ある機器を使って、納入されたら始められるような準備をしているという現状でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから議案第86号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案86号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第87号 令和2年度浜中町一般会計補正予算（第5号）

○議長（波岡玄智君） 日程第8 議案第87号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第87号 「令和2年度浜中町一般会計補正予算（第5号）」につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は歳出では、新型コロナウイルス感染症対策関連経費や、高度無線環境整備推進事業、10月から運行を開始いたします町営バス関連経費、地方財政法に基づく財政調整基金積立などのほか、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするもので、補正額は8億6578万4000円となります。

一方、歳入につきましては、各事業の特定財源として国庫支出金4億5003万7000円、町債3億1067万3000円などを充てたほか、不足する財源については繰

越金8189万7000円、地方交付税1787万6000円を充てさせていただきました。この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、128億4268万7000円となります。

次に「第2表地方債補正」につきましては、地方債を財源とする事業の補正によるものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては財政係長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 財政係長。

○財政係長（川村則彦君） （議案第87号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） どうも御苦労さまでした。

これから議案第87号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

1番川村議員。

○1番（川村義春君） 歳出の57ページ、ふれあい交流・保養センター運営に要する経費の指定管理者事業継続支援補助1258万2000円について伺いますけれども、説明では売り上げ減少による支援という事ですけれども、この算定の根拠についてお知らせをいただきたい。管理運営費負担金の30%を上限ということで、この辺についてもお知らせをいただきたいと思います。

それと、61ページのその他高齢者福祉に要する経費の補助金ですが、新型コロナウイルス感染症対策介護施設等事業継続補助と、その下に介護施設等支援事業補助があります。これも30%以上減収となった事業者に対する補助ということで300万円、下の支援分については4カ所分で300万円ですが、この算定根拠と対象の事業所等についてもお知らせをいただきたいと思います。

それと、その下の高齢者生活支援給付金の3万円×875人ですが、これの支給要件はどういう方を対象にして支給するのか。高齢者ですから、65歳以上になるのかなと思います。支給要件として非課税世帯が対象なのか、その辺をお知らせいただきたいと思います。

それと65ページ、斎場管理に要する経費の工事請負費の斎場改修工事で、この内容を先ほど説明いただきましたけれども、合併処理浄化槽設置し空調機器を購入するというので、あとトイレの水洗化が大きいのかなと思いますけれども、それぞれもう少し

合併浄化槽であれば何槽であるのか。それからトイレの水洗化改修については、男女別の内訳。それから、工期についてもお知らせをいただきたい。空調機器についてはどこに設置するかも教えていただきたいと思います。

次に、その他清掃に要する経費ですけれども、事業費の説明が読み取れなかったのですけれども、消耗品費、コピー印刷製本費、通信運搬費に係わって197万円が予算措置されておりますけれども、これは例えば消耗品費であれば、ゴミ袋の20枚セットを2500世帯配る。それから、40リットル用の燃えるゴミの袋を10枚セットで2500世帯に配る。その引換ということで、各世帯に通知文書を入れて引換券を持って役場まで取りに来てもらい交換するという内容と理解するのですけれども、そのとおりでよろしいかどうかをお伺いしておきたいと思います。

それから67ページ、水産行政に要する経費の産業振興奨励補助の内訳です。これはパソコンとかホームページの作成費用ですけれども、これは両漁協のホームページ開設補助ですから、どこの業者に委託をするのか。事業費についてそれぞれ浜中漁協分、散布漁協分とお知らせをいただきたいと思います。

それと、先ほど一般質問でも伺いましたけれども、改めて養殖ウニの荷揚げ籠を何個購入していくらになるのか。養殖ウニのシールの作成費用は何枚作って金額はいくらなのか。それから、商標登録の申請手数料がいくらなのかも含めてお知らせをいただきたいと思います。

それと、その下の漁業経営継続支援事業補助ですけれども、これは全漁種に対して補助する内容だと思います。これについては浜中漁協がいくらで散布漁協がいくらなのかということで、交付先は漁協に対して交付して組合員の方々に交付されると理解しているのかも含めてお願いします。それと漁協経営に対する支援ということが、今回なされていません。漁協は、生産額の5%くらいの手数料をもらっているわけですから、春先の魚価安等で影響があった。これで1億5000万円くらい春先だけではないですけれども、その5%で750万円くらいあるわけで、浜中漁協だけではなく散布漁協の方もあるはずです。この組合に対する支援策はないのかどうか。700万円から600万円で、合わせても両組合で1500万円くらいあれば足りるのでしょうかけれども、これの支出について今後、検討される要素があるのかどうか。それを確認しておきたいと思います。

それから69ページ、ルパン三世活性化プロジェクトに要する経費であります。これ

については当初予算でモンキー・パンチコレクション造作費 850 万円、活性化プロジェクト運営費で 635 万円、合計 1485 万円が当初予算で付けられております。今回、事業内容の変更に伴う追加ということで 245 万円を追加して、合わせて 1730 万円になるわけですが、変更した内容についてお知らせをいただきたい。

それから 71 ページ、災害対策に要する経費の備品購入費でありますけれども、当初予算ではコンテナ 3 台 234 万 3000 円、これは防災広場に設置すると聞いていました。それから 6 月補正でコンテナ 2 台購入は茶内のトレーニングセンターと防災広場ということで、整理棚も含めて 156 万 2000 円。今回はコンテナ 1 台 78 万 1000 円。整理棚を含めて 78 万 1000 円ですが、設置場所についてどこに設置するのか。当初予算と 6 月補正で防災広場に 4 台設置しています。今度はどこに設置するのか、整理してお知らせいただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） まず 1 点目、57 ページの指定管理料の関係でございます。現在ゆうゆとの指定管理の中で、基本協定結んでおりますが、リスク分担表の中にこの度のコロナ感染症の関係は謳われてございません。その中で総務省からこのような場合は、指定管理者の不可抗力であるので協議してくださいという通知がきています。また、一般社団法人指定管理者協会というところがあるのですが、そこからも同じような要請がありまして、双方協議の上新たな支援策を対策してくださいという要請が入っております。

今回の算定の根拠でございますが、コロナ禍によって影響を受けまして売り上げが 30% 以上減った月から回復する月までを見込んでおります。内容としましては、売り上げの減少分から経費の減少分を差し引いた積み上げで、これが 70% に回復するまで、支援したいということでございます。上限としまして、指定管理料の 30% を算定根拠としております。単純に赤字部分の補てんとなれば、この臨時交付金の対象になりませんのであくまで上限を設けさせていただいたということでございます。

それと、69 ページのルパン三世の関係でございますが、当初モンキー・パンチ先生の遺品展示施設を旧勤労青少年ホームに造作する予定でありました。ところが施設の老朽化が進んでおり、長期的な維持管理に危険性があることから協議を重ねた結果、文化センターに既存展示物の移転とともに集約し展示することとなりました。それに伴う、事業内容の変更でございます。変更前につきましては、議員おっしゃったように 148

5万円。今回の補正後の内容でございますが、町内フェスティバルにかわりまして、町内の周遊事業でございますが、これが42万円。モンキー・パンチコレクションの造作費で1408万円。モンキー・パンチコレクションパートⅡの現在の管理人賃金50万円。それと通年型観光推進事業65万円。それと新庁舎壁面装飾費として50万円。それと臨時職員分として115万円。合計1730万円となっています。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 61ページ、その他高齢者福祉に要する経費600万円の内容ですけれども、1点目の新型コロナウイルス感染症対策介護施設等事業継続補助の300万円につきましては、町内の2介護事業者を想定しております。中身としてはこの度の減収部分への対応になりますので、感染症影響により収入額が30%以上減収で、浜中福祉会ハイツ野いちごでコロナ禍においてショートステイの受け入れを制限していることで減収になっている部分、また、デイサービス事業についても受け入れ制限をしていたことで減収になっている部分、これに対してそれぞれ150万円の補助となっています。ちなみにデイサービスは6月24日から受け入れを再開しまして、2月27日から6月23日まで受け入れ制限をしていたという事で、その分の減収分が前年から比べますと、329万7000円の減収と聞いております。率にしまして35%の減収になっております。

ショートステイの方は希望者の関係があるのですけれども、3月から6月止めていまして、前年と比べますと743万1000円が減収となっています。3月から6月の間で言いますと96%の減となっております。その後再開しましたけれども、ショートステイの方は利用ニーズもありますので動きがあると聞いております。

デイサービスについては、基本的に再開しております。今後は、大幅な減収はないと聞いております。先ほど、商工観光課長も言いましたけれども、この減収分が交付金の対象には当然なりませんので、上限額を設けさせてもらっています。それぞれ150万円で設定させてもらっていますけれども、介護事業者につきましては、これとは別途に包括支援事業で直接国の方に補助できる制度、感染症予防対策等がありますので、そちらの方を利用していただくことで一定程度のかかり増しということで、本来コロナ禍において影響している分の補助を交付申請できるものもあります。野いちごさんとお話した中で、まず国の補助を利用させていただいて、実際の減収分で困っているのはどこかと

言ったときに、この減収分が大きかったので、これに対しての手当てしようということで、一応上限を設けさせてもらって150万円でございます。

その他の事業者ですけれども、野いちご特養については、人数は45人と変わっていませんので、減収になっていません。あと町内のグループホームなごみさんもありますが、人数は変わっていませんので減収になっておりませんので、補助対象にはなっておりません。介護事業においては、2事業者ということです。それぞれ150万円の補助ということにしております。

それと、新型コロナウイルス感染症対策介護施設等支援事業補助ですけれども、コロナ禍で事業継続しながら、感染予防対策に努めて消毒液やマスク等のかかり増し経費の分は、一部国の交付金に介護事業者が申請できるものがありますので、実際どれぐらいかかっているのか数字的なものを野いちごさんやなごみさん、社協さんから数字貰いまして、今後の分を見込んで今回、積算させていただいております。その額が、ハイツ野いちご特養分で100万円、グループホームなごみの分で50万円、それとショートステイハイツ野いちご分で50万円、それとデイサービスハイツ野いちご分で50万円、それと社協さんの介護センターえぞふうろさんに50万円ということで、5事業者に今回300万円です。

次に高齢者生活支援給付に要する経費の高齢者生活支援給付金の関係でございます。まず対象ですけれども、コロナ禍において高齢者が外出する機会がかなり制約されて精神的に影響も大きく、高齢者の心身ともに健康で豊かな日常生活を送る上では生活不安が発生したと考えています。そのため今回、高齢者生活支援給付金を支給するものであります。対象としましては、令和2年9月1日現在において浜中町に在住する方で、令和2年12月31日までの間に75歳以上になる高齢者全員になります。その方々に1人当たり3万円、課税、非課税関係なく全員ということで875人の予算をお願いするということでありまして。

75歳の根拠といたしましては、敬老会の補助が12月末までに75歳以上ということで積算して出します。今回敬老会が各地区で中止になっている状況もありますので、外出機会など楽しみが減り、影響が大きいと配慮しまして、今回給付金で支給する形になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 65ページ斎場管理に要する経費の斎場改修工事の内容

について御説明いたします。1点目は施設内の空調機器の設置ということで、施設内に給排気が自動でできる装置の取り付けをいたします。場所につきましては和室2カ所と待合ホールに1カ所でございます。3カ所で186万円となっております。2点目が現在、簡易水洗となっております便槽を合併処理浄化槽に変更する工事でございます。大きさは18人槽を予定しており359万円です。それとトイレの便器の改修につきましては、小が2カ所と大が2カ所の計4基で113万2727円です。その他、屋内外で排水設備工事も必要となりますのでこちらが69万円になります。消費税合わせまして合計800万円の工事費となっております。

工期につきましては資材調達等の下準備も含めまして、90日程度を見込んでおります。ただし実際の物が揃ってからの工事でございますけれども、空調設備工事については1週間程度、トイレと浄化槽の改修工事につきましても1週間程度を見込んでおります。

次に65ページ、その他清掃に要する経費の御質問でございますけれども、今回新型コロナウイルス対応の臨時交付金を活用させていただきまして、家庭ごみ廃棄支援事業として町内全世帯に可燃ごみ袋と資源物ごみ袋を無償で配布するものでございます。

まず需用費の消耗品費の中にペットボトルや缶、プラスチック用のロール式になっている45Lのごみ袋を1世帯当たり20枚見込んでおります。印刷製本費で燃えるごみ袋45Lを1世帯当たり10枚、全世帯に配布する予算となっております。受け取り方法につきまして引換方式ということで、本庁それから支所を活用しまして、準備が出来次第、全世帯に周知文と引換券を送り取りに来ていただく方式を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 67ページ、水産行政に要する経費の交付金、産業振興奨励補助307万円補正について御説明申し上げます。新型コロナウイルスの影響による水産物の需要の減退、魚価の下落等により生産活動に影響が生じている漁業者及び漁業協同組合に対して本事業を実施することで、経営の安定化を図ることを目的としております。

一つ目に新規事業開拓支援事業補助としまして、現在、両漁協ともホームページを設置していないことから開設により地元企業の宣伝を通じて、水産物をインターネットで

販売し、新たな市場を開拓しようとするものであります。内訳につきましては、浜中漁協の事業費はホームページ作成費46万2000円、パソコン購入1台23万5400円の合計69万7400円となります。散布漁協の事業費はホームページ作成費62万7000円、パソコン購入1台23万5400円の合計86万2400円となります。両漁協合計しますと155万9800円となります。浜中漁協につきましては札幌の業者を予定しております、散布漁協につきましては町内業者に依頼予定で全額補助対象としております。

次に、水産物付加価値向上改善事業としまして、浜中養殖ウニをブランド化するため、浜中養殖ウニの水揚げに使う籠や加工業者の出荷の際に使う表示のシールと商標登録に要する費用でございます。内訳としましては、名称が印刷されたウニ籠を500個、99万5500円、浜中養殖ウニのシールが版代とデータ作成費込みで50万枚、44万円、商標登録料としまして7万8900円、合計で151万4400円となります。浜中養殖ウニ漁業者、漁業協同組合、町内養殖ウニ加工業者で組織する浜中水産物振興協議会への全額補助となっております。

続きまして、同ページの漁業経営継続支援事業補助の1771万1000円について御説明申し上げます。漁業経営継続支援事業補助は、漁業者が漁協に支払う漁業料の額を各漁協に補助するもので、内訳としましては浜中漁協の本年度予定額1109万円、散布漁協662万9000円の合計で1771万9000円となります。この漁業料は本年4月から3月までが補助対象となり、既に納入されている漁業料につきましては漁業者への口座に払い戻す予定となっております。

次に、漁協への経営支援についての御質問にお答えいたしますが、このコロナ対策につきましては、1次2次の交付金の関係の時には各漁協さんの方に御相談しに行っております。その中でやはり価格が下がり手数料収入が下がっているという話も伺っております。ただまだ影響が1年間通してということの結果がすぐ出ていないということで、まず今回漁業料の対応させていただきます。ただ手数料が下がったことによる経営支援に対しては、各漁協さんの方で話し合いをされてから、今後町に相談に来たいという話を伺っておりますので、今後対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 71ページ、災害対策に要する経費の防災用コンテナ購入78万1000円ですが、こちらは避難所などの感染症対策用の備蓄品等を購入する

ための防災用コンテナを1台購入するものでございまして、前回6月の補正では2台を補正してございます。今回、感染症対策含めて収納しきれない恐れがあるということから湯沸山の防災広場に1台追加するものでございます。これによりまして湯沸山におけるコンテナの関係でございすけれども、既存のゆうゆうコンテナ現在2台あります。それと防災広場に5台ということで、計7台のコンテナで避難所の備蓄品の収納、また災害対策用の備品も収納をしていきたいといので今回お願いするものでございます。また霧多布以外の避難所の備蓄につきましては既存のコンテナ、それと避難所の施設内における収納可能な場所等を活用して収納していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） それぞれ丁寧に御説明をしていただきました。57ページのふれあい交流センターの説明ですけれども、売り上げが30%減った月から売り上げ減少額から経費を引いた部分が70%になれば対象経費になる話かと思うのですが、理解が出来ませんので、話を聞きながら算定根拠のメモをすぐ取れないので、議長のお許しを得て後ほどでいいですから資料として、算定根拠を示していただきたいなと思います。これについては61ページのコロナウイルスの継続事業補助の中身のショートステイ150万円、デイサービスが150万円と色々と説明を受けましたけれども、その下の介護施設補助は特養のショートステイとデイサービスに対して50万円ずつで、なごみ50万円等で全部300万円ということでありすけれども、分かりづらいので、これも資料として出していただければと思いますが、議長お願いしたいのですが。

○議長（波岡玄智君） その辺はこちらの方で取り計らいます。後ほど計算式を議長経由で提出していただきたいと思います。

○1番（川村義春君） 理解した所については質問しませんので、よろしくお願ひします。

67ページの水産行政に要する経費であります。これについて質問いたしました産業団体の経営に関する手数料の減を要望したいという声を私も聞いていましたので、両漁協で話し合ってから水産課に要望するというので、要望があった時は原資として感染症対策の臨時交付金はないわけで財政支援はどう考えているのか確認をしておきます。

それからルパン三世活性化プロジェクトの関係であります。当初の勤労青少年ホームから文化センターに移すということで事業変更があったということで理解しておきたいと思います。特に質問はありません。以上です。先ほどの水産の1点だけお願ひしま

す。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。要望の財源という事と思えますけれども、今回交付金を全部使い果たしてしまっていて、当初事務方と漁協と話した中에서도出ていたのですが、財源については、現在もうないということは1回お話しさせていただいています。財源がなくてもまず要望させていただき、こちらに来ていただいた時にもう一度お話しさせていただければと話をしている現状でございます。御理解願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 他にどうぞ。なければ終わります。遠慮しないでしてください。
2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） まず、歳出の55ページ庁舎維持管理に要する経費の備品購入費、各施設にて今回コロナ対策で購入される体温検知顔認証カメラとはどういうものなのか。顔認証というからには本人確認ができるかと僕は、勝手に文字から推測しているのですけれども、どういうものなのか。仮に認証は例えば職員一人一人の顔を認証するものなのかどうか。コロナ対策であるから、熱があるかないかを感知するものかどうかも含めて説明いただきたいと思います。

その下の公の集会施設ですが、旧茶内第一小学校を住民センターとして活用するための措置かと思いますが、今回、実施設計で400万円ですけれども、どのような改修をして、概算で改修費はどれくらいを見込んでいるのかをお知らせください。

それと57ページ地域公共交通に要する経費の巡回バス運行委託料の減額に関してですけれども、先ほど10月から町営バスが運行することによって半年分の委託料を減額するという話でありました。それで、くしろバス等に元々予算措置してあった当初予算で2438万円ですが2路線廃止になることによって、減額になるかと思うのですけれども、減額補正の時期とどれくらいの減額幅になるのか教えてください。

63ページ、感染症対策に要する経費の委託料についてですが、先ほどの説明でロタウイルスの予防接種料という説明でありました。これは何歳まで対象なのか分かりませんが、幼児対象の感染症かなという認識があるのですけれども、今回、国によって予防接種の対象になったことによる措置かと思いますが。ある説ではこの予防接種の効果や副作用等の心配もある中で、なかなか実施されてこなかったと思うのですけれども、対象になった経緯が分かれば教えていただきたいと思います。それと120万円で接種する

対象の人数をお知らせください。

それと、65ページの同じく感染症対策の備品購入費ですけれども、飛沫感染防止用スクリーン10台で88万円ですが、その下の歯科診療所にもかかるのですが、このスクリーンとパーテーションの違いは単純に目の前にアクリルを置くのか、歯科診療所に限って診察台ごとに仕切るようなシステムになるのか内訳をお知らせください。それと歯科診療所に要する経費の改修工事192万5000円と結構な額になっていると思うので、お知らせいただきたいと思います。

それと歯科医師は、普通に考えて人の口の中を覗く仕事であって感染という意味ではかなりリスクを背負っていると思いますが、それぞれしっかりと診療所で対応はしているのでしょうかけれども、対応策はどのようにされているのか。併せて今回廃棄物処理も増額されています。ただ、普段から感染症がなくても手袋等を使うでしょうし、マスク等も使うでしょうし、この感染症に限って廃棄物が増えたのかなと考えるのですが、その対応方法と廃棄物の関係も含めてお知らせください。

その下のその他清掃に要する経費、家庭内自粛が多かったことにより、家庭ごみが増加したことによってごみ袋を配布しますが、先ほど引換券を発送して引換に来てもらう方法だったと思います。この引換の場所は本庁と支所とのことでしたが、どういう方法が良いのか分からないのですけれども、例えば高齢者の方が歩いてごみ袋をもらいに来ないといけないのも少し優しくないと思う中で、何かもう少し工夫して考えてもらえればと思いますので、その辺の対応の仕方を教えてください。

67ページ、その他農業行政事務に要する経費ですが、牛乳券を配るということであります。それで、ごみ袋の引換券もそうなのですけれども、通信運搬費はこれらの部分で出ていないのですけれども、配布をするにあたり後段出てくる商工会の商品券とまとめて発送するという捉え方でいいのか確認します。

それと、新規就農者育成事業の100万円ですが、今農協で研修牧場の住宅がかなり古いので建設をする話は聞いていたのですけれども、先ほど用地整備にかかる補助なのですけれども、どの辺に建てるのか、また用地整備が果たして必要な所なのかも含めまして内容を詳しく教えていただければと思います。

その下の有害鳥獣被害対策のドローン購入ですが、シカの食害等も考えられる中、ドローンで調査するのか、あるいは鹿の生息というか実害があるような所を調査するのかなと思うのですけれども、用途を説明をお願いします。

それと69ページ、商工振興に要する経費の補助金の事業継続固定補助に120万円についてですが、先ほど家賃とか地代への補助ということでありました。国の事業で実施されていると思うのですけれども、これに関しては、確か直接国に対してこの申請をするという制度だったかなと認識しているのですけれども、この申請の仕方と今回町が負担する120万円の内容及び支援を受ける対象となった件数が分かれば教えてください。

それと73ページ、小中学校一緒ですけれども、備品購入費200数万円ですが、教材購入費で先ほどのパソコンの購入等という説明だったかなと思うのですけれども、なおかつ、このコロナ対策なので、最初これを見た時に教材という事でコロナ対策ということは、休校になった期間の児童生徒の学習のためのドリルやプリント等の教材費かと思ったのですけれども違うようで、パソコン購入のもう少し詳しい内容とどういう使い方なのかを含めお知らせください。

それと、その下の中学校管理費の修繕料です。赤外線暖房分の補修で161万5000円ですが、これはどこの学校の暖房機器でどれくらい使用したものなのかも含めて壊れた要因等が分かればお知らせください。以上、よろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） まず55ページございます。庁舎維持管理に要する経費、備品購入費の中の顔認証システムの導入の関係でございます。内容としてどのような機種器材の機能を備えているかでございますけれども、液晶画面に認証するためのカメラレンズが備え付けのものでございますけれども、本人が顔をかざすことによって、瞬時に体温測定ができるということで、大体0.2秒から1秒くらいで瞬時にできるということで、1分間に20人から30人まで検知できるというような機能を持ってございます。それから認証登録人数も1万件ほど登録ができるというような機能を持ってございます。それぞれ各施設で同等の機種を導入の予定でございます。浜中支所、茶内支所、湿原センター、総合文化センターに同等の顔認証システム付きの機能を持ち合わせた機種を導入する予定でございます。

次に、同じページの公の集会施設等維持管理に要する経費でございますが、これから調査設計を進めさせていただき予定でございます。これまで茶内第一地区と色々な事前の検討、話し合いの中で現状どのくらいのものか、地域から要望が上がっている点について整理してお話しさせていただきます。まず、外部の関係ですと、屋上防水の更新と

外部の全面ではないですけれども、外壁の部分補修がやはり必要なところがあります。内部のことでいきますと、職員室、それから校長室、教室の暖房の設置とカーテンの設置し、床に関してはタイルカーペット等を施す予定でございます。それから、保健室と台所の改修が入ってきてございます。それと職員トイレを改修し浄化槽の設置も改修に伴って施す予定としてございます。それから2階の方で、音楽室の利用もするというところで、個別の暖房の設置を考えてございます。それから体育館の方も利用するというところで、一部照明器具の取替えの要望が出てございます。それで、設計によってどのくらいの工事費用になるかですけれども、今言った要望を基に積算設計しますので、なかなか今のところ幾らか説明できないのですけれども、直近でありました熊牛地区では、外壁から内装と全面改修させていただいて、その時の対象面積としまして175平米の建物では予算ベースで3700万円くらいを要して熊牛のコミュニティーセンターを改修してございます。今回、茶内第一小学校は延べ床で申し上げますと620平米ぐらいの改修の面積ということになります。少なくとも、熊牛のコミュニティーセンターの改修工事よりは費用はかかると言えるのですけれども、具体的に何千万円かは、調査設計を見ながら積算されていくのでその時点でお示しできると考えてございます。

それから57ページの地域公共交通に要する経費の部分でございますが、今回くしろバスが10月以降は町営バスに変わるということで、その分の費用の関係の質問でございますが、今回、くしろバスに従来補助している金額は例年12月定例の時に補正をさせていただいて最終的な補助額を確定しております。今回も同じように12月の補正に提案させていただく予定となっておりますが、期間が昨年10月から今年の9月までの補助対象期間の運行に要する費用に対しての補助で、例年通り前年の10月から今年の9月分までの積算計上として確定分を補助として支出する流れになります。今回補正します町営バス運行に要する経費とは別になることを御理解いただければと思います。

それから、費用的な部分で申し上げますと議員おっしゃっていましたが今年の当初予算ベースでいきますと、霧多布厚岸線と浜中線が町営バスに移行することによって減額になるので、直接影響してくるのは来年になりますが、来年のこの部分はいかからなくなります。金額として申し上げますと、今年の当初予算ベースでいくと霧多布厚岸線でいけば1203万4000円、浜中線でいきますと622万4000円で合計1825万8000円を当初予算で計上しています。これは純然たる次年度からくしろバスへ補助金として支援しなくなる額になります。もう一つは、くしろバス根室バスが共同運行して

います根室釧路線の広域路線は当初予算で613万円を計上させていただいていますが、この分につきましては廃止路線になってございませんので、次年度以降もまた計上していく金額になると押さえているところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 63ページ感染症対策に要する経費の予防接種委託料120万円ですけれども、ロタウイルスワクチンの定期接種化が10月から始まります。対象としましては8月以降に生まれた乳児から対象となりまして、生後6週から24週間までの間に2回のワクチン接種になります。この分の予算計上となっております。内訳としまして1回当たり1万4990円で40人分を見込み、その2回分ということで119万9200円で、この度の予算の計上となります。安全性の問題ですけれども、厚生労働省の審議会の中で議論されてきてまして、昨年5歳までの子供がかかるケースが特に多い胃腸炎ですので、これに対してやはり対策が必要だということで、任意接種でワクチンがありましたけれども、昨年分科会の答申が出まして、10月からの定期接種となっております。対象としては40名です。

それと次のページ、施設用備品の関係です。飛沫感染防止スクリーンにつきましては、10台分で計上させていただきます。8万円の10台分と消費税分で88万円となっております。用途につきましては、特に健診、乳児健診、健康検診に利用するスクリーンで、高さ180cm、幅150cmのパーテーションといいますかアコーディオン状の柵といますか、持ち運びに便利なものとなっております。10台持ち運びして健診会場持って行って、個人情報に関係も含めてパーテーションを作り、広げて間仕切りで使用します。これは感染予防対策にもなりますし、個人情報の観点等の対応で、今までもありました一部切り替えも含めて10台購入させていただきます。

歯科診療に要する経費の歯科診療所改修工事ですけれども、浜中歯科診療所と茶内歯科診療所分となっております。茶内歯科診療所が99万円、浜中歯科診療所が93万5000円の工事請負費になっております。それぞれのユニットの間に議員おっしゃったとおりアクリル板的なものを天井までの間仕切りで設置させてもらい、ユニットの間に設置する形となっております。それと感染症廃棄物の処理の関係ですけれども、今までもこまめに手袋等の取替を行っていましたが、今まで以上に感染対策を行ってまいりますので、若干増えていますし、もう一つの要因として浜中歯科診療所につきましては、水曜日と木曜日と診療日数が増えていますので、その分も影響していると聞いています。ま

たペーパータオル等を使いながら拭き掃除を診療が終わった後にこまめに行っていますので、感染症の関係で処理量が増えている所であります。歯科医師の対応ですけれども、なかなか難しい問題で、その都度消毒し今まで以上に気を付けることしかないとのこと。感染症対策は、医師の方も留意しながら行っていることを私は聞いていますので、1番口内は飛沫感染の可能性があるので配慮して行っているとのこと。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 65ページ、その他清掃に要する経費のごみ袋の引換の関係の御質問についてお答えをいたします。先ほど本庁と両支所で先に引換券を郵送して、その引換券を持って来ていただいてお渡しするというお話させていただきました。確かに高齢者の方だと季節的なこともあって、なかなか本庁や支所に来られない方もいらっしゃるかと思います。今回引換券を送った際に、例えばですがお近くにお住まいの方や親類の方や同じ自治会の方など、どなたでも代理で受け取れるように対応させていただきたいと考えております。また、例えば免許証やマイナンバーなどの本人確認を添付することはなく、引換が出来るという方向で考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） それではまず67ページの、その他の行政事務に要する経費1140万円についての御質問でございます。この内容につきましては、議員申し上げました通り地域経済応援券ということで牛乳製品の引換券を今回配付させていただくこととなります。その配布の方法につきましては、69ページの商工振興に要する経費と同様に、一般の商品券それから飲食用の券、それと今回乳製品券の3種類を一冊の冊子として発送することとなります。応援券の印刷と発送にかかる経費につきましては、商工振興に要する経費の方で一括で見ていただき、それと引換に関する事務は商工会に行っていただくということで、事務の委託料も一括で見ていただく形で考えております。

次に、新規就農者育成対策に要する経費の100万円でございます。こちらも議員おっしゃったとおり、この度浜中農協で新規の研修生の研修用住宅ということで新たに建設することとなりました。それで、今現在、研修生が入っている住宅につきましては、元々育成牧場の職員が入っていた住宅ということで、ここに3棟建っているのですけれど

ども、もう築年数が40年超えているので幾度となく農協で改修してきましたが、非常に使用に耐えがたい状況が今続いているので、この度新築することにいたしました。それで御質問のありましたこの用地に関しましては、今現在、研修牧場がある場所の町道を挟み向かいにありまして、現在の住宅と研修牧場の間に若干の敷地が道路側にありますので、そこは一部雑木林もあるものですから、雑木を伐採し、伐根して表土の掘削、それから盛り土、それと碎石の敷均しということで、おおむね事業費で304万7000円を事業費として見ております。そのうちの一部100万円を新規就農者等育成基金と活用して補助していく考えでおります。

3点目の御質問でございますが、有害鳥獣被害対策に要する経費で有害鳥獣用備品購入、こちら議員おっしゃるとおりドローンで、議員からシカの被害調査等で使うのではないかとということですが、今回新型コロナ対策に要する交付金を活用するというので、エゾシカに対するドローンではなくて、実はヒグマ対策でこのドローンの購入を決めました。なぜドローンを購入してヒグマ対策するのかですけれども、最近行政無線等で周知していたとおり霧多布湿原にも新川、仲の浜地区の付近にヒグマが現れています。9月に入ってから、最近なのですけれども、日曜日に榊町周辺に2回ほどヒグマが出没しております。それで大変榊町の住民の方に不安を与えている状況が今続いております。いかんせん猟友会がそこに出動して、熊を目視するにも市街地ということで建物があったり、茶内市街、浜中市街ですと山林があったりで地上からの追跡がなかなか困難で、どうしても高齢者のハンターが多い中で密になりやすい状況があります。それで今回コロナ対策も含めてドローンを購入して、なるべく、高齢のハンターさんを密にさせないで、適地に配備して無線並びに携帯電話などで上空と地上からの追跡を行って極力、ヒグマの捕獲はせず市街地の追い払いを中心にヒグマの対策をしていきたいと考えております。それで議員おっしゃるとおりヒグマ以外の有害鳥獣にも今後活用は十分できると思いますので、なるべく最新の機器を使いながら有害鳥獣対策に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 69ページ、事業継続固定費補助の関係でお答えいたします。まず申請の仕方でございますが、持続化給付金と同様に電子申請となっております。ただ、道の持続化臨時特別支援金の申請の際には、商工会がサポートしてくれていますので、今回も家賃の関係はサポートするようになったと伺っていますので、商

工会が丁寧にやっていただけたらと思っております。内容につきましては、テナント事業者の内、5月から12月において、売上げが前年同月比で50%以上減少したもの、又は3カ月連続で売上げが前年同期比で30%以上減少したものです。これを対象に法人で6カ月分の家賃相当額を給付します。法人で最大600万円、個人で最大300万円の上限で家賃の3分の2を補助するものであります。今回、町でやろうとしているのは3分の1の部分の支援しようとするものでございます。件数でございますが、先ほどの道の持続化臨時特別支援金の関係で、把握していますのが個人で11人おります。あと法人については全く分かりませんので、見込みということで8件分を見込んでおります。合わせて月額家賃の合計が60万5300円の3分の1の6カ月分で112万円を計上させていただいております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正智君） 73ページ、小学校及び中学校、それぞれの備品購入の教材にかかわる備品購入でございます。この度の備品購入に当たりましては、学校保健特別対策事業費補助金の内の学校再開に伴う、感染症対策学習保障等にかかわる支援事業を活用してございます。この教材等の備品購入につきましては、学習保障等にかかわる支援ということで、それぞれ備品を購入する形になります。

具体的に言いますと、霧多布小学校では低学年用の移動鉄棒とCDプレーヤー、散布小学校では遠隔用のパソコンと実物投影機、浜中小学校では液晶テレビとテレビスタンド、茶内小学校ではパソコンとカラープリンターになります。中学校になりますと遠隔用パソコンが多くなります。霧多布中学校では、遠隔用のパソコンとビデオカメラと特別支援学級用の教材、散布中学校では遠隔用のパソコンと実物投影機とスクリーンとスキャナー、浜中中学校では遠隔用のパソコンと実物投影機とプロジェクター、茶内中学校では液晶テレビと遠隔用の学習で使えるWEBカメラを備品購入等で購入することになってございます。いずれにしましても臨時休校等になった場合に対応できるように、それぞれの機材を整えておく形になります。

それと、もう1点の修繕料で中学校費のボイラーの改修等の内容の確認でございます。これにつきましては、霧多布中学校では配送器用のマフラーが故障しており取替え補修、浜中中学校では排気用フレキチューブの亀裂による補修、茶内中学校では燃焼室の内室の変形、それと排気ファン冷却インペラーの羽が一部脱落しているので交換が必要ということで、保守点検業者の方から今年の冬に向けて必ず直しておかなければ動か

なくなる部分をリストアップしていただき、体育館等の遠赤外線ストーブの暖房機の改修をかけるということで、よろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 1点だけ再度確認させてください。

商工振興に要する経費の理解はしたのですけれども、家賃や地代等の要は借地借家等にかかる固定費の補助ということですからけれども、例えば業種によっては分かりませんが、借地借家ではなく、自前の自宅兼店舗という形で事業されている方もいて、尚且つ、ローンの支払いが残っているところもあるのかなと思うのですけれども、この固定費という概念から考えれば、コロナによる収入減に対して掛かるであろう固定費、地代等の補填で国の事業は理解します。町で考えた場合、今言ったように今回は土地も借りていなく家も自分のものという方は対象にはならないということですが、同じように減収になってローンの支払いも大変だと思います。それで例えば、飲食店であれば固定費という考え方でいうとカラオケ機器のリース料やその他のリース料を固定費という概念で考えれば、地代金以外の固定費に対する補填があっても優しいのかなと思うのですけれども、今回の予算でなくてもいいのですけれども、検討できるのかどうかだけ確認させてください。

○議長（波岡玄智君） 簡潔に手短に。商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 今回想定しているのはあくまで地代家賃で、テナント事業者で国の支援を受けたものに限るということで事業化しました。ただ今議員おっしゃられたようなところまでは考えておりませんし、今後考える予定もございません。

○議長（波岡玄智君） この際暫時休憩します。

（休憩 午後0時15分）

（再開 午後1時00分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第87号の質疑を続けます。

5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 補正予算の歳出に限って質問したいと思います。今回の議案を見まして、すべての課においてコロナ対策の予算があります。我が町にコロナが来ないようにとの考えだと思います。まず、55ページの庁舎維持管理に要する経費についてですが、パーテーションで仕切る予算があります。215台、それから受付で70台と

資料に出ていましたが、すべての課で仕切りをつけて仕事していくということなのですが、新庁舎に移転してもそのまま新しい庁舎で使用するのかが1点目です。

2点目は、釧路管内の場合はこの町でコロナの感染者がいるのかは発表されません。それで、我が浜中町は現在の時点でコロナ感染者はゼロでいいのか。もし出た場合は、後で質問しますがけれどもどうするのか。防疫の観点からPCR検査があります。PCR検査をやるには、釧路市の保健所に行って診てもらって、隔離入院や感染していない判断を受ける。そういうPCR検査ですけれども、職場の中で、あるいは病院や老人施設の中で感染した場合にはどのような対策をするかは、今回の予算には出ていないのです。感染者に対しての対応は、頭先从から足の先まできちんと防護している。PCR検査について、浜中に感染が広がる事を想定していないように思いますが、その点についてはどのようになっておりますか。

それから、私自身もそうなのですが、コロナウイルスはどんなものか。これは、テレビや新聞を見ただけでは本当によくわからないのです。そういう点で子供たちに説明するようなDVDだとか、これは教育委員会の関係だと思いますけれども、小学生や中学生や高校生にDVDを使って、それで教育をする。大人でもわかるものがあれば、DVDを印刷して配る事を私はぜひやってほしいと思うのですが、是非お願いしたい。まず、自分たちがコロナはどんなもので、どうやって侵入してくるのか。それから、それに対応するにはどうしたらいいかを画像で見て判断できるようなものを町民に知ってもらう手立ては考えていますか。

それから、コロナ感染者が出た場合、感染者がどのような経路で出るかはいろいろあると思います。それで、私が思うに、これは一つの課だけではなくてすべての課でコロナ対策はどうするかを考えなければならない。例えば、津波が来たときには津波対策に対応する委員会があるのでありますが、コロナ対策委員会を立ち上げてやっているのか。まずそこまで質問します。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 55ページの庁舎維持管理に要する経費需用費、消耗品費の関係でございますけれども、コロナウイルス対策ということでアクリルパーテーション、アクリル製の透明なパーテーションを執務室、それからカウンターにそれぞれ配置しようかと考えてのことでございます。それで、現庁舎ではアクリルパーテーションを

設置せず、11月に新庁舎が完成して、12月には事務機器等机、イスが新庁舎に設置されますので、それに合わせながらアクリルパーテーションを設置します。執務室とそれぞれのカウンターに配置する計画でいます。あわせて280枚分。カウンターは、書類の受け渡しができる窓つきのもの、執務室につきましては、窓のないものをそれぞれ設置しようかと考えているところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） コロナに対する話ですけれども、予算質疑の中では、本来的にはこれは取り上げません。しかし、現状コロナが国難という位置付けですから、敢えて許したいと思えますけれども、原課で答えられるものと答えられないものがあると思えますので、その辺は相談しながら答弁してください。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 新型コロナウイルス感染症に関する浜中町の体制からお話しさせていただきます。浜中町感染症危機管理対策本部会議を2月21日に立ち上げております。その頃に釧路根室管で内多くで発生し、その後、危機対策の中で議論させていただいております。最初の頃はやはりどう対応するかが主だったと思います。

町内の発生状況分だけお話させていただきます。基本的には議員おっしゃるとおり、非公表が多いです。浜中町内の分だけお話させてもらいますけれども、今現在、私どもに情報としては入っておりませんので、浜中町の居住者で感染者はいないと考えております。居住者が非公表となると情報は入ってこないのは現実だと思いますし、また、各施設でもし起きた場合は、町村なり、施設の設置者が対応しなければならないとなっております。最近、介護施設や病院などでクラスターが発生しました。それを受け、道の方から、例えば野いちごさんとか、なごみさんで発生した場合の対応はどうかと事前の協議がありまして、基本的に対策本部は北海道の方、保健所でやるのですけれども、現地対策本部を立ち上げた際には、町からも出役をお願いしたいという協力体制の中で、現地対策本部を立ち上げて感染症対策に当たっていく形になると思います。

PCR検査ですけれども、現在は、保健所の指示やかかりつけ医の判断のもとPCR検査を受ける体制になっていますので検査機関は釧路保健所です。フリーで行ってPCR検査を受ける状況にはなっておりません。また、全体的な部分で道の情報等を含めて、国からの情報含めて感染対策、予防啓発を引き続きやっていくのが町としての考え方であります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） 診療所に来た場合の対応について御説明したいと思えます。診療所ではこれまで発熱のある方につきましては、防災無線や広報等で周知したとおり、まずは診療所に電話をしていただくことになっております。それで、電話には看護師が対応いたしまして、発熱の状況や呼吸、味覚、行動履歴等について聞き取りを行っております。確認した事項を医師に伝え、通常の風邪と判断される場合には診療所の隔離室に来ていただきまして対応をしております。ただし、コロナの疑いがあると医師が判断した場合につきましては、まず、診療所にはレントゲンがございますけれども、CTなど細部まで診る機器がございません。そのため、厚岸町や釧路市と連携を図りながら、そちらのほう受診するように勧め、患者さんにその旨説明をして対応していただいております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 議員おっしゃられましたとおり、新型コロナウイルス対策には新型コロナウイルス感染症自体を正しく知るその知識が非常に重要でございます。こういう観点から、教育委員会としましては、国や道から発出されているさまざまな新型コロナウイルスに関する指導資料等を学校に伝えて、学校で子供たちに正しい知識を、伝える指導していただけるようお願いをしているところでございます。引き続きご指摘していただきましたような映像による資料等も、いいものがあつたら学校に伝えていこうと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 大人向けのコロナに関してのDVDを1家に1枚配っていただきたい。これは要望です。それから、どういうことが予想されるかでは、診療所の事務長が代表して言っていましたが、病院できちんと対応する準備はできていると聞いて、防護服だとかどうなっているのかも聞きたいし、あるいは消防が救急車で運ぶ時の隊員の防護服の準備ができているかについても、お答え願いたいと思います。いろいろ施設があると思うのですが、それぞれがどう対応ができるかは、それぞれで検討していると思います。

また、家庭で1人が感染して、家族も一緒に住んでいたが家族は全然知らなかった場合もあると思います。家族に対してどう手を差し伸べるかについて、浜中町はどう考えていらっしゃいますか。戻りますけれども、このコロナに対する最初の手立てはPCR検査だと言われております。いよいよ浜中町にもやってきたかという時に、例えば、集団

感染した人の周りの人あるいは家族などそれらをPCR検査する手立てまで浜中町では、考えているのかどうか聞きたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） まず、PCR検査含めてこれは、浜中町の判断だとかの状況ではないです。全部保健所で調べます。保健所の指示で動きます。うちで検査をする話には多分これからもならないと思います。今できるのは、釧路市や根室市などの保健所がある所でやっていますから、浜中町ではできません。我が町でできる事は、消防での防護服は、どういう患者が来るかわからないから準備する。浜中診療所では危ないのは受け付けませんから、最初から保健所に行ってくださいと言っています。だから、それほど大掛かりなものは持ってないと思っています。コロナウイルスの対策についてはテレビでも相当報道されていますから、皆さんご存じだと思います。そういう形で今までやられてきていると思います。これからもそうだと思います。

それともう一つ、この町で発生したかしないかは、町長には連絡が来ます。町長にはメッセージで、検査している時からきます。町民の方が検査されていますよと。結果はその後きます。それは振興局の局長から直接来ます。何回かそのメッセージが来ていますけれども、感染はありませんでした。もし感染しているとすれば、今度はこちらで作っている対策本部も含めて動くことになると思っています。そして消毒だって当然すると思います。そのことは対策本部が中心となって動きます。そして、保健所も含め道も入ってきますから、そのときはその対応をしていきたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 最後に、ワクチンのことです。ワクチンは、当初から来年だと言われていますが、もうできたという話もあるけれども、来年の7月1日にしっかりしたものができるといいたい報道もあります。しかし、専門家から言わせればワクチンはすべての人に効くのか相当検査しなければならない代物で、そのワクチンの見通しについて、もし、町で聞いている事があれば言っていたきたいと思います。

最後にもしも、浜中町に患者が出た場合、風評被害が、各地でなされていて、コロナになった人が悪い。運んできた人が悪い。その家庭がめちゃくちゃに周りから言われて、大変な思いをする現象が各地で起こっているように思いますが、私は感染症になったら、運が悪かったなど。何とか治すように皆で応援しようじゃないかと町民の気持ちを作っていくか。私は、生活している中で間違っただけで感染症になる訳で応援する町民

のあり方が必要だと思います。そういう点では、DVDなりを見てそっと応援していこうではないかと。町民的な応援というか風潮を我が町で作っていきけるような心構えを作ってみてはどうかと私は思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 最初にワクチンの話です。ワクチンについては、一切情報は入ってきていません。テレビで出ているだけです。この連絡は北海道から来ますから、道からこのコロナウイルス対策の関係で指示がきてやっています。まだワクチンではないのです。いかにかからないかが、今最大の重点事項なのです。だから、かからないために自粛しているのです。そして、密を避けているのです。この町でもそうだと思いますけれども、飲食店を含めて自粛しているのが実態だと思います。それが今浜中町で、最初からそうですし、今もこれからもやらなければならないと思っています。ですから、ワクチンはわからない。しっかりとコロナウイルスにかからないように、そんな生活をしなければならないと思っています。

風評ですけれども、話によりますと、根室市で最初に感染した方は引っ越しをしたらしいと聞きました。居られなかったのかもしれませんが。そういう意味では厳しい風評が出るのかなと思います。今感染者がいないのは、浜中と弟子屈と聞いたのですが、弟子屈は出たという情報もありますので、我が町だけかもしれません。まず、かからないこと。それと、ワクチンはいつできるかわかりませんが、町には一切情報はきません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 9番落合議員。

○9番（落合俊雄君） せっかくの機会でありますので、1点だけ質問させていただきます。林業振興費のドローンの活用方法につきましては午前中の質疑で、一定程度やりとりがされました。私が聞きたいのは、活用方法ではなくて、このコロナ対策関連交付金の性格、私が認識している性格は、コロナ感染症対策も含め、さらに経済対策が主であると私は理解していたのですが、このドローンが、コロナ感染症対策に合致するのか、それとも経済対策に合致するのか私は判断できない。ドローンの購入に交付金を活用できた理由が思いつかないのです。これが活用できたその判断はどこにあったのかそれだけお伺いします。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 67ページの有害鳥獣用備品購入に答えいたします。午前

中にも、2番議員の御質問で御答弁させていただきましたが、まず、ヒグマ対策として、このドローンを活用する事がどうやってコロナと結びつくのかという点ですが、再度の説明にはなりますけども、実際に今年はヒグマの目撃情報が多く、また、直近では市街地周辺に多く出てきています。通常のヒグマ対策の場合は、当然、市街地周辺で出た場合は、町民の命を優先的に守るために猟友会に出動を要請することが多いです。その際、ベテランの猟友会のハンターとなると60代、70代のハンターさんが中心になって集まっていたとき7名から多いときは10名ぐらいで対応することが多々あります。その中で、やはり市街地周辺になると、クマの姿が見えない中で地上で追跡をする。最初は、やはり皆さんで集まって団体に動くことが多いのです。そうなったときに、どうしても高齢者ですから、かなり狭い空間に密になりやすい。それが三密対策になるのかは非常に苦しいところですが、やはり密になるのは現実的にあります。また、特に高齢者は声が大きいですから、結構身近で声を出し合っており、飛沫感染の恐れも当然出てきますし、我々職員もそこに対応し、警察にも立ち会ってもらうことがあります。マスクして作業するのも非常に苦しい。さまざまな観点から、それを回避するためになるべく一定の距離をとるとなった場合には、やはり、上空からの追跡をしながら、適切なハンターさんの配置をしながら、なるべく密にならないように対応して参りたいという原課の思いはありました。

それが、コロナ対策の交付金の交付対象になるか、ならないのかは私からお答えするのは厳しいのですが、財政当局と御相談させていただいて、コロナ対策のメニュー中にはこの有害鳥獣対策が実際の活動事例にあったものですから、当然、この有害鳥獣でもコロナ対策費は、活用できるとの判断も私はしていましたので、実施計画書上げる段階では、その活動事例に基づいて、この予算を計上させていただいたという経過になります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 一通りまた改めてご説明をいただきました。基本的に屋外における活動は、可能性がゼロではありませんが、通常屋外においては、換気はしっかりなされておりまして、室内とは違いますので、マスクの必要性は、国も余り要請はしていないような気はします。そういう部分で言うと、何とかこじつけたかなと一般的には受け取られかねないような予算ではなかろうかと私は思うのです。だからこれは、ヒグマ対策でドローンを購入したいと、通常の予算でやったほうがわかりやすいだろうと思っ

たのです。ほかの各課における予算と比較いたしましても、なぜかこれだけが理解ができない。通常の施策でできる予算をあえてこのコロナ関連の交付金を活用して予算化する計上の仕方は、本来あるべきではないだろうと。正当な予算を組んでやったほうがより理解が得られると考えますが、今の説明のとおり、そこに入る解釈の基に予算化したことは、私の判断と町長の判断に多少の違いがあると思いますので、この際説明をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長これは、高度な政策判断、高度な政治判断の結果であると思いますので町長から御答弁願います。

町長。

○町長（松本博君） コロナ対策で確かに交付金が来た。そして各課で、コロナ対策で何かないかとスタートしたと思います。その中で、農林課からは、牛乳券も当然出ましたし、そして、クマも出したと。先ほどの理由だったのですけれども、どうだろうと。当然企画の方に行って、その上部の道の方にも問い合わせ、いいよとなった事業だと思っています。それがなかったら出せませんから。その理由で道に出したら認められた。認められたので今回ドローンの予算を出している。確かにコロナ対策の中心ではないと思います。しかし、人間の安全対策を含めて、ドローンをクマ対策で使っていこうと思っています。有効な予算の活用だと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 道まで確認したと言われれば、それはそうですかとしか言いようがないのです。この交付金でドローンが買える。しかし、最近クマの出没が相次いでいると。その対策として、交付金の対象にならなくても、ドローンは購入するつもりだったのかという話ですよ。交付金がうまく使えるからドローンを買うという話とクマ対策を考えた上で、ドローンの必要性を感じていたから予算化するのでは、性格が違おうと思うのですよね。対象にならなかったら独自で予算計上するつもりだったのですか。やはりその辺の判断は筋が通ることであってほしいのですよ。もし、交付金の対象外だったとしてもこのドローンは買う気持ちがあったのか、その確認をしたい。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） そのとおり買うつもりでございました。町民の安全を守るため、買うつもりでありました。必要だと思って予算要求をして、たまたまそれがコロナの交付金の中に入ったと捉えてもらえればよろしいかと思えます。

○議長（波岡玄智君） 7番成田議員。

○7番（成田良雄君） 1点だけ71ページの災害対策に要する経費の修繕料、霧多布山の照明灯補修、工事請負費の渡散布の非常照明灯設置工事、備品購入費の防災用コンテナ購入ですが、これらの内容をもっと詳しく、何基設置して、どのような工事なのか。また、いつまで設置するのか、その点を説明願いたいと思います。

また、コンテナ1基を防災広場に設置しますが、この感染症対策用具と災害対策用具も中に入れるためのコンテナでございますので、どのような用具、用品を入れるのかその点を質問いたします。

また、6月に約1200万円の補正で、災害対策コンテナまたは段ボールベッド、衛生用品を購入したと思いますけれども、これが収納また設置済みなのか。そして新聞にも載っていましたが、中学校で段ボールベッドの講習をやったと思います。スムーズにやる為には担当者なり、自治会なり、ボランティアへの設置方法などを説明会なども必要だと思いますけれども、今後どのような計画をしているのか質問いたします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 71ページの災害対策に要する経費でございます。まず1つ目の修繕料、57万2000円、これにつきましては、平成21年度に整備いたしました。上皇寺からゆうゆまでの霧多布山の避難道に設置しておりますソーラー照明灯の、バッテリー、LEDランプ、太陽光充放電制御器、人感センサー等を修繕するものでございます。内訳につきましては、バッテリーが4台交換、それとLEDランプが1ケース、太陽光充放電制御器が2台、それと人感センサー3台を取り換えるもので、合計いたしますと57万2000円になります。これにつきましては、避難道にソーラーのLED外灯が7基現在設置されています。そのうち、1基は、完全に切れている状態になっています。それと、残りのうち4基がバッテリーを使って点灯しておりますが点灯が現在安定していない状況にあり、点灯しているときもあるし、場合によっては消えてしまっている場合もあり、点灯が安定しない。この原因は、やはり平成21年設置で、もう既に10年以上経過している。バッテリーも5年から8年で交換と言われておりますが、経過しているので今回修繕をするものでございます。

続きまして工事請負費です。津波避難所非常用照明設置工事でございます。これにつきましては、指定緊急避難所所にあります渡散布避難所所に照明灯を設置するものでございます。渡散布の前田宅側の坂上の避難所所に2基、それと反対にあります戸井宅

側坂上に1基設置するものでございます。前田宅の坂上は、近くに照明灯を設置する電灯がないので道路向かいから照らし、距離があるので広角に照らせるスポットライトを2基設置します。それと、戸井宅側の坂上につきましては、防災コンテナがございませうけれども、その近くに既存の電柱がありますのでこの電柱に照明灯を設置します。

次に防災用コンテナ1基ですが、これは防災広場に1基設置します。当初予算で3基、それと6月補正では、湯沸山と茶内に1基ずつ、そして今回の補正で1基で防災広場は、5基設置であります。どのような物を収納するかでありますけれども、今回設置することによりまして、ゆうゆのコンテナが現在2基、それと、防災広場で5基設置で、全体で7基のコンテナ全体で霧多布地区の備蓄品、あるいは、災害対策備品を収納使用していきたいと思っておりますので、今回、主だったのは段ボールベッドや仕切り板、あるいは、新庁舎に使う下に敷くマット類などが主に収納されるのかなと思っております。設置の時期でありますけれども、新庁舎が1月供用開始でありますので、その前には設置をして、備蓄品、備品等を納めたいと思っております。

また、段ボールベッドの関係でございませうけれども、先日、主催は北海道でありますうが、茶内小学校にて1日防災学校で段ボールベッドの組み立てを行いました。町の職員も講師として参加しました。最近の災害はやはり被災者のプライバシーの関係等がありまして、段ボールベッドあるいは仕切り板の設置が非常に重要となっておりますので、以前にも御説明いたしましたけれども、組み立ての実演なり訓練は、ぜひ実施していきたい。避難所運営の訓練では是非実施をしていきたいと考えております。照明灯の関係につきましては、早急に対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○7番（成田良雄君） 答弁漏れですけれども、6月の補正の1200万円分は収納されているのか。されているとは思いますが、その状況を報告願います。

あわせて、今問題となっているのは、コロナ対策です。それで1番大事なのは避難場所です。今までの収容人数では超密接になります。一時的にはどうしようもないですが、避難所となると仕切り板なり、段ボールベッドを置いて収容人数は、限定されると思っております。そういう意味で、今、各自治体などで避難場所の増設を考えている。例えば浜中だと改善センターとMOTTOかぜで、そして小学校中学校の校舎でございませう。避難場所の増設を今検討していると思いますが、密接にならない体制でどのように閉校校舎も利用するのか、また、民間の施設を借りて密接対策をするのか。その

点今現在どのような対策を決めているのか。いつ災害が来るかわかりません。そういう意味でテレビでも皆さん御承知のとおり、避難場所で玄関に受け入れ人数がいっぱいでするので、受け入れできませんと表示があります。せっかく避難した方が、指定の避難場所に避難できない状況が台風災害のテレビで皆さんも情報として見たと思いますけれども、災害があった時に全員が避難できる体制をやはり早急に検討しなければいけないと思います。コロナが収まればそういうことはないかと思いたすけれども、コロナ感染症対策として災害があった場合に町として住民の安全のためにして避難場所を増設するのが大事だと思いますので、その辺をあわせて、御答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） まず1点目のコンテナの関係でございますけれども、6月の補正ではこのコンテナに入れるコロナ対策の備蓄品を購入する予算を取らせていただいておりますけれども、内容についてはマスク、体温計、消毒液、ビニールエプロンなどの衛生用品と、先ほど言いましたけれども段ボールベッド、間仕切り、災害用トイレも購入していきたい。購入の関係でございますけれども、発注していますがまだ納品されておられません。やはり、全国的に需要があるとのことで、年度内には納入されるようではあります、現時点ではまだ、一部入ってきていないものもございす。コンテナにつきましてはこのようなコロナ感染症対策用品も備蓄することになるかと思っております。

それと避難所の関係でございますけれども、議員おっしゃいますとおり、コロナ対策でこれまで避難所につきましては、1人当たり、1平米か2平米の面積換算でそれに合わせた収容能力を収容人員ということで、今まで地域防災計画でも指定してございす。ただ今回のコロナの関係ではやはり感染症対策として、1人当たり4平米必要であるとか、あるいは通路についても2メートルの目安があるとか、避難所の面積の目安を考えると、現在の指定避難場所だけでは、十分な収容人数を確保することができないので、現在、どのくらい収容ができるかの計算を行っています。大ざっぱでありますけれども、町内で現在指定避難所が6カ所ございす。6カ所で3010人の収容能力と地域防災計画で謳われておりますけれども、これがコロナ対策で計算いたしますと、750人程度で4分の1になってしまう状況にあります。それで現在、避難所の増設を検討しなければならない。ただ、増設するにいたしましても、浜中の場合はやはり、

津波防災がメインでございますので、やはり浸水域にある施設は使えませんので、それ以外の場所にあります公共施設を避難所として、設置できないかと現在考えてございます。具体的には、公共施設であります小中学校です。現在、小中学校は避難所には指定されていませんので、各小中学校、あるいは地区の集会場、閉校した学校、あるいは避難所として指定していない公共施設がまだございますので、そういう部分を含めて指定できないかと現在進めています。学校となりますと教育委員会の管理所管となりますので、教育委員会に対しましても、現在、協議をお願いしているところでございます。いずれにいたしましても、やはり先般の台風9号、10号関係でも、避難所が満杯になって受け入れできない事案も発生しています。議員おっしゃいますとおり津波災害、地震災害はいつ起こるかかわからない状況もございますので、この避難所の増設なりの対応につきましては、早急に行っていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 10番渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 57ページ地域公共交通に要する経費の中の使用料及び賃借料で金額は小さいのですが、1万800円、JR北海道構内利用に係る料金です。これは駅舎のことかなと思っていました。この1万800円は使用料であれば、今までも支払っていたのでしょうか。今後、バスの停留所にもなると思うのですが、利用者が増えてきたらこの料金も値上げされるのでしょうか。茶内、浜中、姉別の3駅分でしょうか。また、これから冬季間の暖房です。バスの利用者も使うことになるのであれば、冬季の暖房考えてのことなのでしょうか。

昨日の話の中でも、採算をとる事業でなく、町負担で運行する解釈でいたのですが、赤字分を少なくするのであれば、やはり利用者を増やすとなると、JRを使った観光のお客さんにバスを利用していただいた方がいいかと思います。バスの利用に関して、利用料は町民も町外の方も料金一律なのでしょうか。予約の仕方は、もし観光のお客さんがいらした場合には、観光事業者から代理の予約が可能なのかをあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 57ページの地域公共に要する経費、施設利用料金等で1万1000円の予算を計上させていただいております。これにつきましては、今後、茶内駅、浜中駅はそれぞれの路線のバスの停留所の意味合いも含んでの駅になります。この使用料は、今までは、茶内からくしろバスは発着していませんでしたので、その分はな

かったのですが、今月まで浜中線は浜中駅からくしろバスが走っていましたので、その使用料の負担は、くしろバスで支払いをしていました。新しく今回この1万1000円を計上させていただいておりますが、これにつきましては、霧多布湿原線あるいは茶内線の2台が茶内駅を利用する負担分、それから浜中駅につきましては浜中線が浜中駅を利用する分で合計3台分がJRの敷地をバス停として乗り入れして使う事に対する利用料金となっております。ですが、地域公共交通ですのでJRとは、利用料金の取り扱いは無償になるのか、割引になるのか何とも言えませんが、そういった協議も並行して、今現在させていただいているところでございます。3台分で、1万1000円で計上させていただいております。

料金が上がるかですが、これはJRの乗り入れの使用料ですので、JRの規定で内訳を申しますと、乗り入れ1台につき月額600円の使用料でございます。これの6カ月分、茶内2台、浜中1台の合計3台分の6カ月分で計上させていただいております。

それから、料金の部分でございますけれども、これは町民でも外からいらっしゃる観光客の方でも、料金は一律この規定によりそれぞれ区間の使用料を支払いただくことになってございます

それから、代理の予約ですが、デマンドバスに限定されますが、これにつきましてはそれぞれの委託業者に申し込むこととなります。委託業者の方に、確実に乗る場所と人数をお伝えいただければそういった申し込み方法もとれるかなとは思っております。今のところは直接本人からの想定でございましたけれども、そういったことも、今後ケースとしてはあり得るのかなと思います。ただし、もしキャンセルになるようであればしっかりと業者の方に連絡をいただくとか、その辺のところのルールを遵守していただきながら、そういった予約も可能かと考えてございます。今回、町営バスで運行しますが、料金収入では町民に広く利用いただくために、アンケートに基づいた料金100円から500円あるいは厚岸まで行くと800円で、くしろバスから見ると、大分低廉な使用料としてございますが、広く利用していただくために町と地域公共交通活性化協議会でもいろいろと、例えば体験試乗会ですとか、意見交換ですとかも含めて引き続き事業促進につながるような取り組みを続けていきたいと現状では計画を持っていますし、そう取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） わかりました。冬季間の暖房の件はどうでしょうか。お願い

します。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 一部答弁漏れがございました。暖房につきましては、現在の浜中駅、茶内駅を見てもらっても、暖房の設備は特に設けてございません。ただ、今後につきましては、実際にその利用度ですとか意見だとかも踏まえて駅舎の関係も検討していかなければならないと思っております。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

11番中山議員。

○11番（中山真一君） 67ページ、2番議員、9番議員からも出ましたドローンの購入の件ですが、ヒグマ対策で買うとのことですが、コロナ対策のお金で買うからヒグマ対策以外に使えないのか。もし、ほかに使うとすればどういう使い方があるのか、その点を教えていただきたいと思っております。

それから、先般私、自動車の免許証更新のために、自動車学校に行きましたらそこに大きなポスターが貼ってありました。それはドローンの運航免許のポスターです。これを動かすのに免許は必要なのかどうか。それをお尋ねさせていただきます。

現在、水産課で所有していますが、その免許を持っている人が何人いるのかわかれば教えていただきたいと思っております。

それからこのドローンの運行に対しましては、航空法の中でいろいろと規制がございまして、空港の近くだとか、人が多いところだとか高度150メートル以上の高さだとかは、航空局長の許可を得なければならない。それ以外にもいろいろと細かい規制があるかと思っておりますが、その辺でドローンを運行するときどういう支障があるのか。ヒグマ対策に使うとするならば、すぐ許可をもらえるのかもお尋ねさせていただきたいと思っております。

それから、77ページ、給食センターに要する経費で地場産食材提供費100万円。これも、地場産の消費が低迷しているために100万円追加しますが、当初予算で227万2000円組まれておりますが、主に当初買ったものはどういうものだったのか、今回の100万円はどういうものを買うのか。そしてまた、これを提供した場合に児童生徒はどういうものを喜んで食べられるのか、それがわかれば教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 67ページの有害鳥獣対策、ドローンに関して御質問をいただきました。まず、ヒグマ対策で今回導入を考えております。それ以外に活用方法があるかですけれども、先ほど2番議員の方からも御質問があったとおり、浜中町ではエゾシカに非常に甚大な被害を受けておりました、現在の被害額は約1億円。主に牧草被害です。農家さんにとっては大変大きな問題を抱えております。そういったことから、ヒグマ以外の活用法となるとやはりエゾシカによる被害の調査で、例えば牧草の被害を上空から調査して、被害の更なるの把握をすることも当然活用方法の一つであると思います。それから、有害鳥獣ではないですが、例えば森林の調査。浜中町は森林広いものですから車で入っていける山林であればいいのですけれども、どうしても車でいけない場所やヒグマとの問題で人が入っていくことが困難な場所に関しては、このドローンを活用して、森林の資源量調査をし、今後とも森林をどのように整備していくか、そういったものを上空から調査することによって、さらに仕事の幅も広がってくると期待をしているところであります。

それから2つ目のドローンの免許ですが、水産課で先にドローン導入をしています。特にこの小型ドローンに関しては、免許が必要ありません。議員おっしゃったとおり、実は今年の2月に、航空法の一部改正が閣議決定されておりました、今後ドローンの登録制度が義務づけられます。予定では2022年からすべてドローンに個人登録とIDが発行されて、登録をされてないドローンは飛行してはいけないと。それから、ドローンを見てもIDは確認できないので、無線でIDを飛ばしながら飛行しないと、撃ち落されてもしょうがない、そういったことも今後規制に関しては厳しくなってきます。その他、空港近くでの飛行禁止、その他大きな規制で申し上げますと、人口集中区域の上空は飛んではいけない。あと、30m以上150m以下で飛行の高さは制限されております。あと日没後の飛行禁止、それからイベント会場上空での禁止、さまざまな規制があるのですが、浜中町の場合は、国が定める人口集中地域は浜中町に存在していないので、ざっくばらんに申し上げますと、どこで飛ばしてもいいよという話になります。ただ、土地には所有者がいますので、緊急時以外に関しては飛行前に必ず所有者の確認をして上空を飛行させていただき許可をいただきながら飛ばすことになります。

例えば、農業被害であれば、農地の所有者にも確認をしながら、飛行していきたいと思っています。あと飛行ルールに関しては、水産課でドローンに対する実施要綱を設置していますので、そちらに準じながら農林課としても使用をしていきたいと考えており

ます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 給食センター所長。

○給食センター所長（舟橋正誓君） 77ページ、給食センター費の地場産食材提供の100万円について、お話しさせていただきます。まず、今までの地場産食材の提供につきましては、過去の実績からいきますと冷凍の鮭フィレー、それと冷凍生鮭、冷凍マスのすり身、冷凍生サンマ、冷凍サンマの切り身、冷凍ボイルホッキまた、冷凍の花咲ガニ、それと、コンブ佃煮、あと、肉類はホエイ豚を地場産食材費の200万円の中で購入してございます。今後、この予算を上げさせていただいた100万円につきましては、ホエイ豚を豚丼で2回、F1牛肉をカレーやハヤシライスで3回、生鮭を浜中鍋で2回、ボイルホッキをカレーで3回、それと、アサリみそ汁で2回、タカナシヨーグルトを2回ほど予定してございます。ただ今後、取り組んでいく1カ月のメニューの中で、回数とか若干変更する可能性がございますけれども、基本的に今言いました食材については、使用する形で考えてございます。

また、児童生徒の感想ですが、やはり地場産のホエイ豚やF1牛肉につきましては、非常に肉質がやわらかく、好評であると。また散布産のアサリは、地元である散布小中の児童生徒は普段から食べておりますが、浜中また、茶内地区の子供たちからは非常に好評であると聞いてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○11番（中山眞一君） 67ページのドローンの件ですが、小型ドローンなので免許がいらないそうですが、今後、登録制度で、それはきちんと守っていかれるのだと思います。今言われました30mから150m以内で動かす。30mより下はだめだと。なかなかドローンを飛ばす時は神経を使うと思いますけれども、特にどのようなことに注意を払わなければならないのか教えていただきたいと思います。最近、水中ドローンも言われるようになってきました。水中のドローンがあれば、例えば海に使うとか、ほかに何か使い道がかなりあるように思われるのですが、将来的に水中ドローンを検討してみる気持ちがあるのかどうか。そしてもしやるとすればどういうことに使えるのか、その辺わかれれば教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 先ほどもお話ししましたが、飛行に関するかなり厳しいルールが定められておりまして、30m以上でなければならないのは、やはり物や人に接近

する距離で30mの最低限の飛行高度を国土交通省が定めています。それは守らなければならない。それと合わせて我々としては1番気にしているのは人や物にぶつけない、器物損壊に値するようなことを起こしてはいけない。なるべく市街地の上空は飛ばしても問題ないとはいえ、そこには生活されている町民がいますので、なるべく建物の上では飛行させないことを、最大限注意したいと思っております。水産課で運用に関する実施要綱を定めている以上、やはり最大限それに基づきながら事故を起こさないことを念頭に、このドローンの操作をしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 水中ドローンの件について海中なので水産課でお答えさせていただきますが、水中ドローンのスペック等辺については今すぐお答えすることはできないのですが、使用として考えられるのは、コンブ漁場の繁茂状況または、各魚類の産卵状況、またはそういうことの確認作業に使えるのかなと思っております。ただ今急に水中ドローンのお話をいただきましたが、今後、どのように使えるかを検討させていただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから議案第87号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第88号 令和2年度浜中町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号) について

○議長（波岡玄智君） 日程第9 議案第88号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第88号「令和2年度浜中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、平成30年度税制改正への対応として、令和3年度からの住民税基礎控除等の見直しに対応するため、必要なシステムの改修を行うものです。

補正の内容を申し上げますと、歳出1款総務費では、Web-TAWN後期高齢者システムの改修費用として8万3000円を追加。

一方、歳入につきましては、2款国庫支出金で、高齢者医療制度見直し等システム改修事業補助として同額を増額補正しております。

この結果、補正後の歳入歳出の総額は7873万2000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第88号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第88号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第88号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第89号 令和2年度浜中町介護保険特別会計補正予算
(第1号) について

○議長（波岡玄智君） 日程第10 議案第89号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第89号「令和2年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、令和元年度介護給付費等の確定に伴う国庫負担金等の精算及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者に係る介護保険料の還付金など必要とされる経費について、補正をお願いするものであります。

補正の内容を申し上げますと歳出では、5款諸支出金で、第1号被保険者保険料還付金で介護保険料の減免申請に係る還付金40万円の追加、国庫支出金等返還金で介護給付費負担金等の前年度精算により、国庫負担金補助等返還金506万2000円の増で、今回の補正額は546万2000円の追加となります。

一方歳入につきましては、3款道支出金で、前年度精算交付金144万6000円の増、5款支払基金交付金で、前年度精算交付金215万8000円の増、7款繰越金、前年度余剰金185万8000円を追加し、収支の均衡を図ろうとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、4億6141万4000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第89号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第89号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第90号 令和2年度浜中診療所特別会計補正予算
(第1号) について

○議長(波岡玄智君) 日程第11 議案第90号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第90号「令和2年度浜中診療所特別会計補正予算(第1号)」について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、歳出、2款医薬費「医薬に要する経費」で、10節需用費60万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策関連経費を計上。

一方、歳入につきましては、3款国庫支出金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金60万円を増額するものであります。

この結果、補正後の歳入歳出の総額は、それぞれ60万円を追加し、2億6546万3000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第90号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

1番川村議員。

○1番(川村義春君) 歳出の臨時交付金の対象事業で医薬材料費60万円とありますが、医薬材料費の中身についてご説明ください。

○議長(波岡玄智君) 診療所事務長。

○診療所事務長(中山正教君) 医薬材料費の中身について御説明申し上げます。医薬材料費につきましては、大まかに、予防接種等のワクチンの購入費、診療所で使ってい

る内服薬、それと医療に関する材料、マスクだとか消毒液、それと病室で使っている酸素等が計上されております。このたびの医薬材料費は、インフルエンザ等の感染対策費もこの中に含まれているのですが、当初予算で計上されていなかったコロナに関する感染対策用品をこのたび計上させていただきました。内容につきましては、プラスチック手袋だとか、アルコール消毒液、医療用のN95マスク、それと体温計等の医薬材料を計上させていただいた次第でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから議案第90号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第91号 令和2年度浜中町下水道事業特別会計補正予算
(第1号) について

○議長（波岡玄智君） 日程第12 議案第91号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第91号「令和2年度浜中町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、需用費の予算不足による補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、2款1項下水道費、「特定環境保全公共下水道管渠施設の維持に要する経費」で、マンホール及び公共柵の高さ調整などの修繕を

行うため、修繕料199万5000円を追加するものです。

一方、歳入につきましては、5款1目1項繰越金199万5000円を追加するものです。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ199万5000円を増額し、4億3685万9000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第91号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第91号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第91号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第92号 令和2年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について

○議長（波岡玄智君） 日程第13 議案第92号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第92号「令和元年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余

金の処分については、議会の議決が必要とされているものであります。

令和元年度の未処分利益剰余金 2389万8628円の内容につきましては、「当期純利益」のほか、企業債償還の一部財源として減債積立金の取り崩したことにより発生する、「その他の未処分利益剰余金変動額」であります。

なお、この処分につきましては、それぞれ減債積立金に、1089万8628円、建設改良積立金に、300万円、自己資本金1000万円を、積み立てるものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第92号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第92号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案の通り可決されました。

◎日程第14 議案第93号 浜中町教育委員会委員の任命同意について

○議長（波岡玄智君） 日程第14、議案第93号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第93号「浜中町教育委員会委員の任命同意について」提案の理由をご説明申し上げます。

現教育委員の掛水優氏は、令和2年9月30日をもって任期満了となりますが、同氏

の人格、識見は教育委員として最適任と認めるところであり、引き続き任命いたしたく、ここに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意をいただきたく、提案した次第であります。

なお、任期は令和2年10月1日から令和6年9月30日までの4年間となりますので、よろしくご審議のうえ、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、質疑討論を省略し直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は質疑討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

これから議案第93号を採決します。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（波岡玄智君） ただいまの出席議員は11人です。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（波岡玄智君） なお、指示があるまで記入せずにお待ちください。

投票用紙の配付漏れを確認します。

配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（波岡玄智君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。任命を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載して、投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

ただいまから投票用紙への記入をお願いいたします。記入が済み次第、1 番議員より順次投票願います。

(投票)

○議長(波岡玄智君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

開票にあたり、会議規則第 3 2 条の規定により、立会人に 7 番成田議員、8 番三上議員を指名します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

両議員の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(波岡玄智君) 投票の結果を報告します。

投票総数 1 1 票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票 1 1 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 1 1 票、反対 0 票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、議案第 9 3 号は任命に同意することに決定しました。

○議長(波岡玄智君) 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎日程第 1 5 議案第 9 4 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長(波岡玄智君) 日程第 1 5 議案第 9 4 号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第94号「人権擁護委員の候補者の推薦について」提案の理由をご説明申し上げます。

本町の人権擁護委員は、天間館りゆう子氏、中村裕子氏、山口寿宏氏の3名であります。この内、山口寿宏氏が本年12月31日をもって任期満了となることから、釧路地方法務局長から委嘱に伴う候補者の推薦依頼がありました。

山口寿宏氏は平成30年1月に委嘱されて以来、今日まで優れた活動実績を残されており、また、人格・見識ともに優れ、広く社会の実情に通じ人権擁護委員として最適と判断されますので、引き続き法務大臣に推薦いたしたく、ここに人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見をいただきたく、提案した次第であります。

なお、任期は令和3年1月1日から令和6年12月31日までの3年間となりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は質疑討論を省略し直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は質疑討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

これから議案94号を採決します。

お諮りします。

本案は適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は適任と認めることに決定しました。

-
- ◎日程第 1 6 認定 1 号 令和元年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - ◎日程第 1 7 認定 2 号 令和元年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ◎日程第 1 8 認定 3 号 令和元年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ◎日程第 1 9 認定 4 号 令和元年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ◎日程第 2 0 認定 5 号 令和元年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ◎日程第 2 1 認定 6 号 令和元年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ◎日程第 2 2 認定 7 号 令和元年度浜中町水道事業会計決算の認定について
-

○議長（波岡玄智君） 日程第 1 6 認定第 1 号ないし日程第 2 2 認定第 7 号は関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 認定第 1 号から認定第 7 号までの 7 案件につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項及び第 5 項では、各会計決算について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付さなければならないと規定されていることから、この度、同法の規定により議会の認定に付すべくご提案を申し上げた次第であります。

なお、令和元年度各会計の決算につきましては、7 月 1 0 日付けで監査委員に提出し、8 月 2 7 日付けで審査意見書の提出をいただいております。

また、水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項では、監査委員の意見を付けて議会の認定に付さなければならないと規定されていることから議会の認定に付すべくご提案するもので、5 月 2 9 日付けで監査委員に提出し、6 月 2 6 日付けで審査意見書の提出をいただいております。

認定第 1 号の一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額 9 9 億 9 0 3 5 万 3 0

02円、歳出総額98億9131万502円で歳入歳出差し引きは、9904万2500円の黒字決算となります。

認定第2号の国民健康保険特別会計は、歳入総額11億6763万2034円、歳出総額11億5231万2399円、歳入歳出差し引きは、1531万9635円の黒字決算となります。

認定第3号の後期高齢者医療特別会計は、歳入総額7583万1219円、歳出総額7502万4922円、歳入歳出差し引きは、80万6297円の黒字決算となります。

認定第4号の介護保険特別会計は、歳入総額4億6918万755円、歳出総額4億5334万455円、歳入歳出差し引きは、1584万300円の黒字決算となります。

認定第5号の浜中診療所特別会計は、歳入総額2億5328万6995円、歳出総額2億4279万2068円、歳入歳出差し引きは、1049万4927円の黒字決算となります。

認定第6号の下水道事業特別会計は、歳入総額3億7451万3561円、歳出総額3億7059万5162円、歳入歳出差し引きは、391万8399円の黒字決算となります。

認定第7号の水道事業会計は、収益的収支につきましては、収入の営業収益は1億1864万9760円、営業外収益は5663万6121円で収入総額は、1億7528万5881円。

支出の営業費用は1億5202万8104円、営業外費用は935万9149円で支出総額は、1億6138万7253円で、1389万8628円の当期純利益を生じる決算となりました。

この利益剰余金につきましては、減債積立金及び建設改良積立金といたします。

また、減債積立金の取り崩しに伴い、「その他の未処分利益剰余金変動額」1000万円が発生し、この剰余金は、組入資本金といたします。

資本的収支につきましては、収入総額は3576万2066円、支出総額は8410万8676円で、収入総額が支出総額に対し不足する額4834万6610円は、減債積立金1千万円、過年度分損益勘定留保資金3834万6610円で補てんいたしました。

以上、各会計の決算状況を申し上げましたが、令和元年度も地域経済、町財政共に厳しい状況の中、行財政の運営にあたりましては、常に危機感を持ちながらも当面する事

業の執行には万全を期して参りました。

今後とも町政運営につきましては、まちづくりの基本テーマのもと、行政課題の解決に向け町民と議論を深め、地域の活力を活かして個性豊かな活力ある将来の展望を切り開くべく、生産基盤、生活環境、福祉、教育文化等の整備・充実に力を注ぎ、安全で快適なまちづくりを推し進める所存であります。

日頃の町行政の執行に際しましては、議員各位のご理解とご協力に深く感謝を申し上げますと共に、今後とも本町の地域経済の活性化と、活気のあるまちづくりに向けて積極的かつ効率的な行政の推進を図って参りますので、よろしくご審議いただき認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

ただいま提案されました認定第1号ないし認定第7号は、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査の付託をし、閉会中の継続審査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第7号については、10人の委員によって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査の付託をし、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の選任については、委員会条例第6条の規定により、議長において1番川村議員、2番田甫議員、3番秋森議員、4番小松議員、5番加藤議員、6番前田議員、8番三上議員、9番落合議員、10番渡部議員、11番中山議員を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した10人の議員を、決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

◎日程第23 報告第10号 令和元年度浜中町財政健全化判断比率の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第23 報告第10号議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第10号「令和元年度 浜中町財政健全化判断比率の報告について」提案の理由をご説明申し上げます。

平成21年4月より全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、当該比率に応じて財政の早期健全化及び再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定し、財政運営について外部監査を求めるなどの方策により、当該地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とされたものであります。

本町の令和元年度財政健全化判断比率ですが、普通会計の実質赤字比率及び全会計を対象とした連結実質赤字比率につきましては、先ほど決算の認定でご説明申し上げましたとおり、一般会計を含む全会計が黒字決算となっております。

次に、一般会計等の元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率につきましては10.9%、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す将来負担比率につきましては53.3%と何れも早期健全化基準の割合を下回っております。

なお、実質公債費比率につきましては、平成18年度から7ヶ年計画の「公債費負担適正化計画」に基づき、平成24年度に13%台の比率になるよう計画を推進してまいりましたが、平成23年度でその目標を達成し、以降、順調に改善してきたところであり、前年同率で推移しております。

今後もこの比率の維持と更なる改善に取り組む所存であります。

また、お示した比率は何れも早期健全化基準の範囲内ではあるものの、本町は交付税等の依存財源により財政運営されていることから、今後も財政の健全化に向けた政策を基本とし、財政運営を進めてまいります。

ここに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見書を付して報告する次第であります。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで報告を終わります。

◎日程第 2 4 報告第 1 1 号 令和元年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第 2 4 報告第 1 1 号を議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第 1 1 号「令和元年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案の資金不足比率ですが、資金不足額が事業の規模に対する割合を示すもので、令和元年度決算における地方公営企業法の適用企業である水道事業会計及び同法非適用企業である下水道事業特別会計のいずれも資金不足の状態にはなく、資金不足比率は生じておりません。

なお、資金不足比率の経営健全化基準は 20%であります。

ここに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、監査委員の意見書を付して報告する次第であります。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

◎日程第 2 5 報告第 1 2 号 一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出について

○議長（波岡玄智君） 日程第 2 5 号 報告第 1 2 号を議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第12号「一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出について」提案の理由をご説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項では、普通地方公共団体が出資している法人の経営状況について、議会に報告することになっておりますので、第17期（令和元年7月1日～令和2年6月30日）の決算状況及び第18期（令和元年7月1日～令和2年6月30日）の事業計画について、ここに提出した次第であります。

第17期の事業内容につきましては、発電量287万9223キロワットで税抜きの売電額は5401万6124円となっております。

今期は、特に大きな故障・事故等もなく順調に稼働いたしました。その結果、当初の計画である発電量275万キロワット、売電額5150万7500円を上回る実績を上げております。

第18期の事業計画では、過去の平均発電量を参考にし、総発電量274万キロワットで売電額5132万200円を見込んでいるところであります。

なお、詳細につきましては、企画調整係長より説明をさせます。

○議長（波岡玄智君） 企画調整係長。

○企画調整係長（安住貴志君）（報告第12号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

◎日程第26 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（波岡玄智君） 日程第26 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣言

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定しました。

これをもって、令和2年第3回浜中町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

(閉会 午後3時06分)